

公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式(建設工事)試行要領(最終改正 令和7年3月17日付け6建政技第374号)及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領(最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号)に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名 令和8年度 県単道路橋梁総務工事

(2) 工事の目的

本工事は、サーバの老朽化対策とIP化へ社会情勢の変化に対して、最適な設備の管理手法を確立するとともに、新技術を活用した道路管理業務の効率化を目的として、各建設事務所にある受信制御装置をクラウド上に構築するサーバへ統合するシステム開発および各事務所の制御端末を改修するものである。

(3) 工事内容

道路情報設備統合サーバ構築工事 一式

(4) 技術提案を求める具体的内容

- ・設備制御の操作性や業務の効率化に関する具体的な提案
- ・故障や異常時の緊急対応・保守管理体制に関する具体的な提案
- ・機能拡張性、外部連携機能に関する具体的な提案
- ・ライフサイクルコストの低減に関する具体的な提案

(5) 履行期限

工事開始日から約310日間(ただし、令和9年3月31日まで)

(6) 工事実施上の要件

既存設備の完成図書は貸与するが、その他、業務を遂行する上での必要な調査や資料の収集は、受注者側で実施するものとする。

本工事における保証期間は、現場引き渡しから起算して2年間とする。ただし、受注者の責による故意又は重大な過失により瑕疵が生じた場合は、10年間とする。

その他、工事実施上の要件等は特記仕様書を確認のこと。

(7) 工事想定額

概ね149,347千円(税込)

(8) 支払い条件

なし

(9) その他

本工事は特記仕様書、システム仕様書、設計図書に基づくほか、以下の規格、基準に適合するものとし、最新版を使用すること。

- 国際電気通信連合 電気通信標準化部門 (ITU-T)
- 情報通信技術委員会 (TTC)
- 日本産業規格 (JIS)
- 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- 日本電子機械工業会企画 (EIAJ)
- 電気設備技術基準
- 電気通信事業法
- 長野県土木工事共通仕様書
- 長野県の関連する共通仕様書等
- 長野県情報セキュリティポリシー
- 電気通信関係機器仕様書 (国土交通省)
- その他関係法令・基準・規格等

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 電気通信工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が 816 点以上であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。) に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ) 第 3 条の規定により電気通信工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (5) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱 (平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号) 第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(12) 同種工事の実績を有すること。

国又は地方公共団体における道路情報提供設備工事（新設又は統合・集約）の実績を有していること。

※「同種工事の実績」とは、国又は地方公共団体から発注された工事を元請けし、平成23年4月1日から掲示日の前日までにしゅん工した工事が該当する。

※「道路情報提供設備工事」とは、トンネル非常用設備、冠水装置（表示板、ポンプ制御）、道路情報表示板、気象観測装置、道路監視カメラ（CCTVカメラ）の現地機器等の新設工事及び管理者が監視・制御する装置のシステム構築工事が該当する。

(13) 配置技術者に関する要件を満たしていること。

主任（監理）技術者として、1級電気通信工事施工管理技士を配置できること。

(14) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(16) 滞納している県税等徴収金がないこと。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 業種その他許可状況

入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無、本店または営業所の所在地を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。

ウ 同種工事の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- ② 「同種工事の実績」とは、国又は地方公共団体における道路情報提供設備工事（新設又は統合・集約）の実績を有していること。
※「同種工事の実績」とは、国又は地方公共団体から発注された工事を元請けし、平成23年4月1日から掲示日の前日までにしゅん工した工事が該当する。
※「道路情報提供設備工事」とは、トンネル非常用設備、冠水装置（表示板、ポンプ制御）、道路情報表示板、気象観測装置、道路監視カメラ（CCTVカメラ）の現地機器等の新設工事及び管理者が監視・制御する装置のシステム構築工事が該当する。
- ③ その他、様式の注意書きのとおり記載すること。

エ 当該工事の実施体制

- ① 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。
- ② 「過去15年以内の主な工事経歴」は、平成23年4月1日から掲示日の前日までに完成した工事が該当する。

オ 上記アからエの記載事項を証する許可証の写し、コリンズ登録内容確認書等の書類を適宜添付し、発注者から追加資料の提出指示、記載内容に関する問い合わせがあった場合には速やかに対応すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

キ なお、提出書類への代表印等の押印は不要です。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380—8570 長野県長野市大字南長野字幅下692—2

長野県道路管理課 安全防災係 大郷・涌井

電話 026—235—7303

E-mail michikanri-a@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年4月13日（月）17時まで

イ 提出場所・宛先 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 メール送付または郵送とします。

郵送で提出した場合もしくはメール送付後は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。電話受付時間は、午前9時から午後5時までです。（休日を含めない。）

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り、

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、「2 技術提案書の提出者に必要とされる要件」の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号（添付書類を含む）の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

表 参加要件審査の視点

審査項目	審査事項	審査の視点
1 業種及びその他許可状況	<ul style="list-style-type: none"> 業種及び資格総合点数 特定建設業許可の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 求める業種（電気通信工事）の入札参加資格を有しているか 資格総合点数は要件（電気通信工事 816 点以上）を満たしているか 特定建設業の許可を有しているか
2 技術職員の状況	<ul style="list-style-type: none"> 資格区分と技術職員数 	<ul style="list-style-type: none"> 求めている資格（1 級電気通信工事施工管理技士）を保有している職員がいるか。
3 同種工事の実績（会社）	<ul style="list-style-type: none"> 同種工事の実績の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 同種工事の実績を 1 件以上保有しているか。 「同種工事の実績」とは、国又は地方公共団体における道路情報提供設備工事（新設又は統合・集約）の実績を有していること。 ※「同種工事の実績」とは、国又は地方公共団体から発注された工事を元請けし、平成 23 年 4 月 1 日から掲示日の前日までにしゅん工した工事が該当する。 ※「道路情報提供設備工事」とは、トンネル非常用設備、冠水装置（表示板、ポンプ制御）、道路情報表示板、気象観測装置、道路監視カメラ（CCTVカメラ）の現地機器等の新設工事及び管理者が監視・制御する装置のシステム構築工事が該当する。
4 当該工事の実施体制	配置予定技術者（主任（監理）技術者）の資格、経歴等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 求める資格（1 級電気通信工事施工管理技士）を有しているか

(7) 非該当理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、道路管理課長から通知します。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、道路管理課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に書面により行います。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
 - ② 受付方法 原則として電子メール（回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3 (4)の担当者に確認してください。電話受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までです。（休日を含めない。）
 - ③ 回答方法 原則として電子メールによる。

(8) その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴等の状況

主な業務経歴は掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。(平成23年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。) その他、様式記載の留意事項のとおり。

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記載すること。その他、様式記載の留意事項のとおり。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種工事の実績については、これを証する契約書、資格証、工事内容が分かる資料等の写しを添付すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和8年4月14日(火)17時まで。

ウ 受付方法 電子メールとします。メール送付後は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。電話受付時間は、午前9時から午後5時までです。(休日を含めない。)

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。

(最終回答日：令和8年4月17日(金)17時まで)

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年4月21日(火)17時まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

電話受付時間は、午前9時から午後5時までです。(休日を含めない。)

オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができますが、補足説明資料の提出部数は10部です。提出済みの技術提案書に記載のない項目は評価の対象とはいたしません。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和8年5月13日(水)(変更の場合があります。)

イ 場所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時間 各者35分程度(発表20分、質問15分)を予定
(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 プロジェクター及びスクリーンは県で用意します。その他、投影操作のパソコン等必要な機器は提案者で用意してください。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点(例)
配置予定の技術者の資格等 (15点)	主任(監理)技術者	資格	専門分野の資格を有しているか 資格例：技術士または技術士 総合技術監理部門 部門例：電気電子—情報通信 情報工学—情報システム 情報工学—情報基盤
		主任(監理)技術者の経歴	電気通信工事全般において豊富な経験を有しているか (工事実績が5件以上又は2件以上ある者)
		同種工事の実績	豊富な同種工事の実績を有しているか (工事実績が5件以上又は2件以上ある者)
費用 (10点)			費用の妥当性 (3 工事に係わる費用とその内訳)
実施方針 工程計画 (15点)			工事の内容や目的の理解度 施工手順や課題を踏まえた工程計画の的確性
技術提案の内容 (50点)	求められた提案項目ごとの的確性、 施工性、経済性等の視点で評価する		設備制御の操作性や業務の効率化に関する具体的な提案
			故障や異常時の緊急対応・保守管理体制に関する具体的な提案
			機能拡張性、外部連携機能に関する具体的な提案
			ライフサイクルコストの低減に関する具体的な提案
費用と技術提案の整合性 (10点)			技術提案の内容が十分検討されており、費用や工程計画等との整合性が図られている。
評価点の合計(100点)			

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、道路管理課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定者への通知に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、道路管理課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、道路管理課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (4) に同じ。

② 受付方法 メールとします。

なお、到達したことを電話で3 (4)の担当者に確認してください。

電話受付時間は、午前9時から午後5時までです。（休日を含めない。）

③ 回答方法 原則として電子メールによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3 (4) に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。